

# 「桜井市共同学校事務室」だより



第9号 2023(令和5)年9月21日発行  
桜井市立学校共同学校事務室



2学期が始まり、忙しい日々が続いていることでしょう。体に気を付けて頑張りましょう。今回は、桜井市立学校共同学校事務室の「庶務・学務」「財務」「給与・旅費・共済事務」「研修」の4つの業務チームのうち研修チームについての業務内容をお知らせしようと思います。是非、ご一読ください。

## 研修チームって、どんなことを行う組織？



初任者、他市町村からの異動者等の実務の支援と事務職員の研修の計画の立案、実施を行い、人材育成、若手育成とスキルの定着を進めていく組織です。

今年度の研修対象者は5名（新規採用者1名・6カ月の経験者1名・育休復帰者1名・採用2年目の者2名）です。この5名と研修チームの室員と他のチームから1名の支援者が入り、合計9名が拠点校（初瀬小学校）で実務研修と業務を4月は3回、5月は2回、以降毎月1回程度行います。研修者が研修を受け、実務を行い、その日に業務が完了できる、タイムリーな研修内容を考えています。教員のように研修制度のない学校事務職員にとって、有効な組織であると言えます。また、ICTのスキルの定着や情報交換の場にもなり、共同で業務を進める有意義な時間となっています。教職員の皆様のご理解とご協力をお願いします。

＝ 今年度の全体研修会は、年間2回実施を計画しました。 ＝

・8月24日（木）「働き方改革に関わるサービス内容について」

県教委の教職員課総務係の方にオンラインを使って研修をしていただき、教頭先生方にも参加していただきました。右側に研修内容の一部を紹介します。

・10月23日（月）「予算事務について」

市の教育総務課の方に、各校に配当される学校予算についての研修をしていただきます。

研修内容の一部、「勤務時間の割振り」と「フレックス制」の2つの制度について紹介します。参考にさせていただき、必要に応じて活用してください。

	勤務時間の割り振り	フレックス制
どんな時に使う？	運動会で土曜日に8時間45分勤務したため、その分翌週の月曜日を週休日（7時間45分）にし、火曜日の勤務時間を1時間短くする（割振る）。	朝、子どもを保育園に送迎したいので毎日30分遅く出勤して、30分遅く退勤する。
対象職員	市町村立学校に勤務する、 県費負担教職員 ※臨時的任用職員・任期付職員も対象	市町村立学校に勤務する、 県費負担教職員 ※臨時的任用職員・任期付職員も対象
実施の流れ	市町村教育委員会が割振り期間4週間の初日から起算して、業務の状況その他理由により特に必要と認める場合に、2週間前までに当該職員の確認を得た上で割振る。	職員が単位期間の開始日の2週間前の週末までに申告し校長が割振る。
対象業務	あらかじめ学校で計画され、学校の管理下で実施される業務 (1) 宿泊を伴う修学旅行等の引率業務 (2) 文化祭、体育祭等の学校行事の指導業務 (3) 家庭訪問の業務 (4) 教育相談の業務 (5) 現場実習、社会見学等の引率業務 (6) その他県教育委員会が認める業務	対象業務の制限はない ※フレックス制は各職員の状況に応じて、柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意する目的に導入した制度であるため、対象業務という概念はない



～子どもたちの笑顔のために～  
共同して学校事務を進めていきます。

